＜第５章＞目指すべき環境のすがたの達成に向けた施策

基本目標　１　地球への負荷が少ない低炭素なまちづくり

基本方針１－１　地球温暖化の抑制と温暖化への適応

現状と課題

本市では、市の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの発生を抑制するため「深谷市地球温暖化対策実行計画(事務・事業編)」を策定し、実効性のある地球温暖化対策に取り組んでいます。

一方、図 5-1 から、市内の CO_2 排出量は、産業部門は減少してきているものの、他の部門はほぼ横ばいとなっています。市内では、自動車が大きな交通手段であり、日常生活や経済活動においても欠かせないものですが、大気汚染の問題とあわせ、温室効果ガスの抑制が必要となっています。

また、地球温暖化が進むことで、既に発生しているヒートアイランド現象などが、より深刻となることも予想されます。

そのため、地球温暖化を抑制するための取組を行うと同時に、既に発生している温暖化の影響への対応も検討することが重要です。

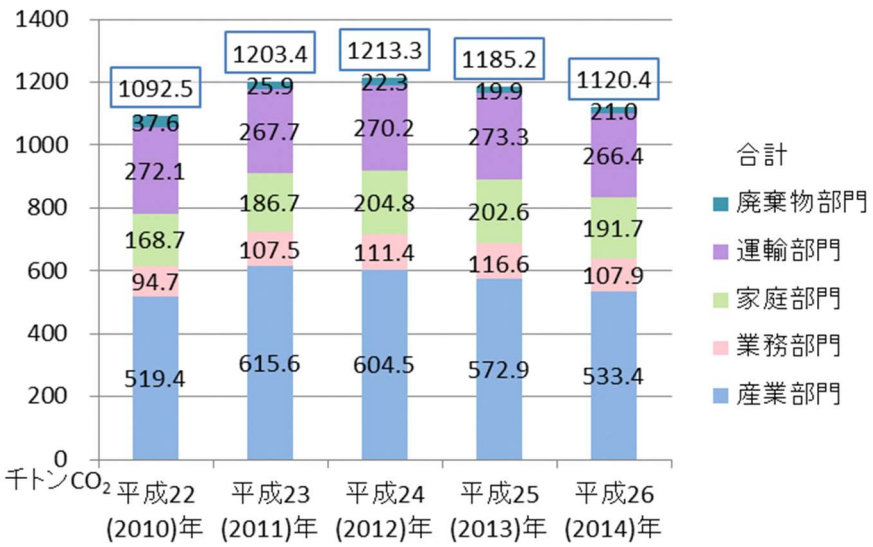

出典：埼玉県の温室効果ガス排出量

図 5-1 市内の CO_2 排出量の内訳と推移

※廃棄物部門：廃プラスチック類の焼却に伴う排出
運輸部門：自動車、鉄道、船舶からの排出
家庭部門：家庭生活からの排出
業務部門：サービス関連産業や公的機関等の事業活動の排出
産業部門：製造業、鉱業、建設業、農林水産業の事業活動に伴う排出

基本施策

1-1-1　CO_2などの温室効果ガス排出量の削減

地球温暖化に対しては、その原因とされる温室効果ガスの排出を削減することが必要です。

排出される温室効果ガスの中で、大きな割合を占めているCO_2については電気エネルギーの利用や自動車の利用などの日常生活の中で排出されるため、これをいかに削減するか検討する必要があります。

一方、森林や樹木などの植物は、光合成によりCO_2を吸収することから、保全・管理し、地球温暖化の抑制に取り組みます。

1-1-2　気候変動適応策に関する普及啓発

気温の上昇やゲリラ豪雨など地球温暖化による影響は、私たちの身のまわりにも現れてきています。こうした影響への対応も同時に推進します。

基本方針における重点施策と目標

本市は、日照時間が長く内陸部に位置するため、地球温暖化による温度上昇の影響をより大きく受けると考えられます。そのため、地球温暖化対策は地球全体だけでなく本市にとっても重要と考えられます。

そのため、基本方針１－１「地球温暖化の抑制と温暖化への適応」では、基本施策のうち「CO_2などの温室効果ガス排出量の削減」を重点施策とし、その環境指標について、以下のように設定しました。

【環境指標】

指標名	現状値 （平成28（2016）年度）	目標値 （平成39（2027）年度）	担当課名
市民1人1日あたりの 温室効果ガス排出量	23.51kg-CO_2/人・日	21.37kg-CO_2/人・日	環境課
解説・根拠 埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書における、本市の年間温室効果ガス総排出量を人口で割り、1日あたりの平均で求めた値であり、環境問題への負荷を低減し、自然環境の保全が行われているかを測る指標です。 埼玉県地球温暖化対策実行計画における平成34(2022)年度目標値（1168.6t-CO_2）を基に、目標値を設定しました。			

基本施策へのアクション

行政の取組

1-1-1　CO_2などの温室効果ガス排出量の削減

- 「深谷市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の事務事業から排出されるCO_2の削減に取組みます
- 低炭素なライフスタイルへの転換を推進します
- エコカーの普及啓発に努めます
- エコドライブを推進します
- エコ通勤を推進します
- 公共交通を維持します（市内循環バス等）
- 市の事務事業及び公共施設における環境マネジメントシステムを適切に運用します
- 地産地消の推進について啓発します
- グリーン購入法の基準をみたす商品の調達に努めます

1-1-2　気候変動適応策に関する普及啓発

- 建物緑化（緑のカーテン等）を推進します
- 市内の緑地を保全します
- 気候変動に関する情報提供に努めます
- 熱中症の注意喚起や情報提供に努めます
- まちのクールオアシスの取組を推進します
- 透水性舗装などにより、ヒートアイランドの低減に努めます
- 関係機関と連携し、高温化の影響を受けにくい農作物や植物の情報提供をします
- 国・県と連携し、フロン類の管理の適正化を推進します

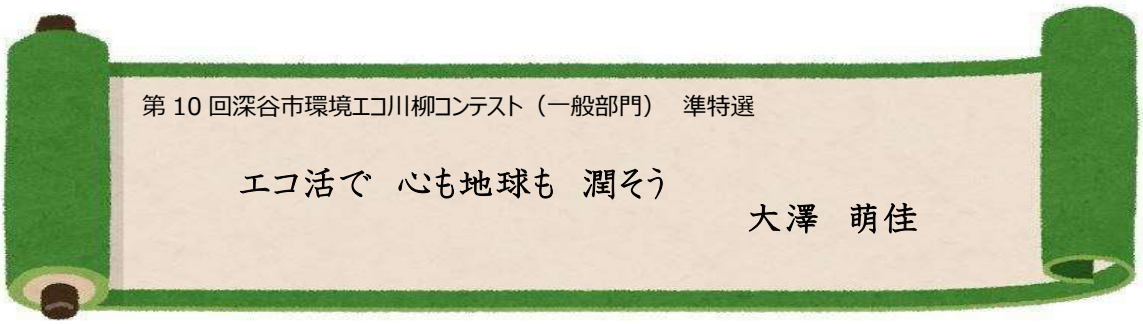

市民の活動

- エコカーの利用に努めます
- リサイクル品など環境にやさしい商品の購入に努めます
- 徒歩や自転車の利用を進め、自家用車利用の方法の見直しに努めます
- 自動車の利用を極力控え、公共交通機関をできるだけ利用します
- 森林保全に積極的にかかわります
- 車を運転する際には、急発進・急加速をせず、またアイドリングストップなどエコドライブに努めます
- 緑のカーテン等による緑化に努めます
- 打ち水や緑化によるヒートアイランド対策に努めます
- 地域の素材を選択し、地産地消に努めます

事業者の活動

- 環境への負荷の少ない製品を開発します
- エコカーの利用に努めます
- 車を運転する際には、急発進・急加速をせず、またアイドリングストップなどエコドライブに努めます
- マイカー通勤の自粛に努め、自動車の利用を可能な限り減らします
- 敷地・屋上などの緑化に努めます
- 市内の緑化等に協力します
- 環境マネジメントシステムの導入と運用に努めます
- 地産地消を推進します
- グリーン購入法の基準をみたす商品の調達に努めます
- フロン類の管理の適正化に努めます

基本方針１－２　エネルギーの有効利用

現状と課題

我が国のエネルギー供給における化石エネルギー（石油、石炭、天然ガス）の占める割合は平成 26（2014）年において、94.7%（注）にも上っています。化石エネルギーは有限であり、持続可能な開発という観点からも省エネ等による有効利用を進め、化石エネルギー資源に頼らないエネルギーの確保が大きな課題となっています。

本市は、日照時間が長いという特性があるため、太陽光発電や太陽熱による再生可能エネルギーの導入余地が高いという利点があり、家畜排せつ物などのバイオマス資源の活用など、再生可能エネルギーの利用を推進することで、温室効果ガスの排出量の削減も期待されます。本市における太陽光発電の導入容量を表 5-1 に示します。

こうした地域で生み出される再生可能エネルギーは、従来の電力のように発電所からの送電設備などの大規模なインフラを必要とせず、長距離の送電による電力ロスなども少なく、電力エネルギーの地産地消に貢献します。

また従来の電力は、災害時に長距離送電インフラ等の崩壊による影響を受けやすくなります。地域内の再生可能エネルギーの利用により、災害にも強いエネルギー源を構築することが重要となります。

そのため、本市でも省エネルギーに関する取組や再生可能エネルギーの導入を進めることが重要です。

（注）出典：エネルギー白書 2017

表5-1 本市における太陽光発電設備導入容量の推移
（新規認定分）

（単位：kW）

平成27（2015）年3月末	平成28（2016）年3月末	平成29（2017）年3月末
31,472	51,373	59,086

出典：資源エネルギー庁

※導入：固定価格買取制度の下で電力の買取が開始された状態

※新規認定分：固定価格買取制度開始（平成24(2012)年7月1日）後に新たに認定を受けた設備

基本施策

1-2-1　使用エネルギー削減への取組推進

温室効果ガス排出量を削減するため、エネルギー効率の高い設備の導入や省エネルギーに関する取組を進めます。

1-2-2　再生可能エネルギー等のクリーンエネルギー導入推進

地域の特性を活かして、太陽光発電や太陽熱などの再生可能エネルギーを導入する等、地域の効率的なエネルギーの利用を進めるとともに、災害に強く低炭素なまちづくりを進めます。

基本方針における重点施策と目標

本市は、夏の気温が高くエアコン等の利用により、夏季に CO_2 の排出が多くなっています。このことから、エネルギーの利用抑制による CO_2 等の温室効果ガスの排出を抑制することが重要です。また、本市は日照時間が長いことから、太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギー導入のポテンシャルが高いと思われます。

そのため、基本方針１－２「エネルギーの有効利用」では、基本施策のうち「再生可能エネルギー等のクリーンエネルギー導入推進」を重点施策とし、その環境指標について、以下のように設定しました。

【環境指標】

指標名	現状値 （平成28（2016）年度）	目標値 （平成39（2027）年度）	担当課名
太陽光発電システム 導入容量	59,086kW	77,821kW	環境課
解説・根拠 固定価格買取制度開始後に認定を受けた、市内の事業者や市民等が設置した全ての太陽光発電システム導入容量であり、エネルギーの利活用を測る指標です。 国のエネルギーミックス2030年導入見込量（エネルギー白書2016．84,952kW）を基に、目標値を設定しました。			

基本施策へのアクション

行政の取組

1-2-1　使用エネルギー削減への取組推進

- 省エネ製品の導入を図ります
- 省エネについて普及啓発を実施します
- 電力の見える化等を通じて省エネを促進します
- 省エネ診断の実施を促進します
- クールビズ・ウォームビズを励行します
- 公共施設や屋外照明等の LED 化を推進します

1-2-2　再生可能エネルギー等のクリーンエネルギー導入推進

- 公共施設における再生可能エネルギーの導入を図ります
- 再生可能エネルギーの普及啓発を実施します
- 再生可能エネルギーの導入を支援します
- 自立分散型エネルギーの利用を推進します

▼深谷市浄化センター太陽光発電所（メガソーラー）

▼水道庁舎屋上太陽光発電設備

市民の活動

- 電気・ガス・水道などの使用量削減に努めます
- 省エネ家電の購入や不要な電力の消灯など省エネ行動に努めます
- ネット・ゼロ・エネルギーハウスなど省エネ住宅の導入に努めます
- エコカーの利用に努めます
- エネルギーの見える化により効率的な利用に努めます
- 新築や改築の際には、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入に努めます

事業者の活動

- 省エネ診断の実施と節電や省電力への取組に努めます
- 事業場などの建設及び改築の際には、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入に努めます
- 省エネ製品の開発や新エネルギー利用の研究開発を推進します
- エコカーの利用に努めます
- 共同輸送などによる物流の効率化に努めます
- 事業場の建物に断熱や採光に配慮し、エネルギー効率の向上に努めます
- 工場排熱などの未利用エネルギーの有効利用に努めます
- バイオマスの利活用について検討します

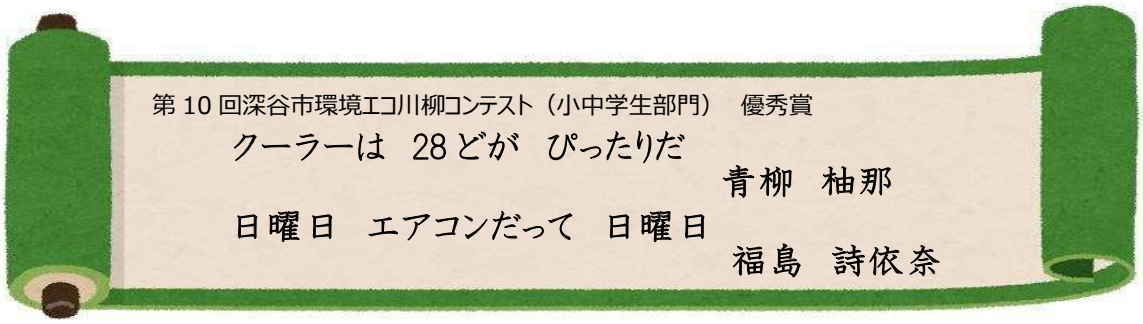

基本目標　２　資源を有効に生かす無駄の少ないまちづくり

基本方針２－１　資源の有効活用と廃棄物処分量の削減

現状と課題

本市では資源循環型社会の形成に向け、ごみの減量や再資源化を進めるため、「深谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しています。ごみの排出量は減少傾向で推移しています。家庭系ごみでは、資源物としてびん、缶、ペットボトル、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙を分別収集しています。また、平成 28（2016）年度からは使用済小型家電の収集日を設けて回収することにより、更なる再資源化に寄与しています。このほか、再資源化が可能な紙類、布類、ビン類、金属類（アルミ缶）の集団回収を実施している団体へ奨励金を交付し、資源回収を勧奨しているほか、燃やせるごみの焼却により発生する焼却残渣をセメント原料として資源化し、不燃ごみ等の破砕処理後の金属等を有価物として回収していますので、資源化率は 24%以上を維持しており、比較的高い状況ですが、大里広域市町村圏組合で広域処理しているため、資源化率の更なる改善には、組合との調整が必要です。

なお、本市の家庭系ごみの１人１日あたりの排出量は減少傾向にありますが、平成 27(2015)年度の排出量を県内市町村と比較した場合、多い方から４番目となっており、更なる削減が求められています。特に、深谷清掃センターにおいて処理されるごみの約３割がちゅう芥類（生ごみ）となっており、食べ残し等を減らすことによる更なる削減や燃やせるごみの半分近くの重量を占める水分を減らすため、水切りを徹底することも必要です。

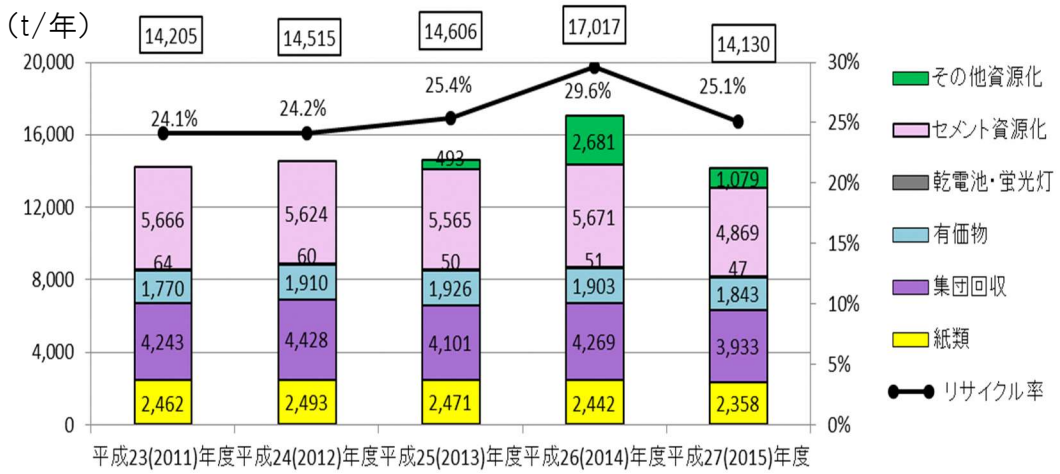

出典：深谷市　一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

図 5-2 本市における資源化量の推移

基本施策

2-1-1　3R 活動などによる資源再利用の推進

持続可能な循環型社会を構築するため、資源を有効活用することが求められています。また、廃棄物の処理にはエネルギーが利用されるため、可能な限り廃棄物が発生しない、もしくは発生量が少なくなるよう優先的に２R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用）に取り組み、その次にリサイクル（再利用）に取り組むことで、市民、事業者が参加しやすい循環型社会の形成を目指します。

2-1-2　分別の促進による処分量の削減

発生した廃棄物の中にも、適切な処理をすることで再利用できるものがあります。資源の有効利用を進めるため、リサイクルできる資源の更なる回収と分別を徹底することにより、より高品質なリサイクルを目指すとともに処分量の削減を目指します。

基本方針の重点施策と目標

3R 活動の取組は国の環境基本計画でも重点的な分野とされ、この取組を通じた循環型社会の形成に向けごみの排出量を抑制することが求められています。「深谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、ごみの発生・排出抑制の方策が記載されていますが、焼却処理量の多くを占める家庭系ごみの排出抑制を行うことが効果的です。

そのため、基本方針２－１「資源の有効活用と廃棄物処分量の削減」では、基本施策のうち「3R 活動などによる資源再利用の推進」を重点施策とし、その環境指標について、以下のように設定しました。

【環境指標】

指標名	現状値 （平成28（2016）年度）	目標値 （平成39（2027）年度）	担当課名
市民1人1日あたりの 家庭系ごみの排出量	681g/人・日	657g/人・日	環境衛生課
解説・根拠 資源物及び使用済小型家電を除く家庭系ごみの市民1人1日あたりの平均排出量であり、ごみの発生が抑制され、再利用が促進されているかを測る指標です。 深谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における平成38(2026)年度削減目標値（659g/人・日）を更に削減することを目指し、目標値を設定しました。			

基本施策へのアクション

行政の取組

2-1-1　3R 活動などによる資源再利用の推進

- 3R 活動の普及啓発をします
- 家庭系ごみの減量化・資源化に関する普及啓発をします
- マイバッグ（エコバッグ）の持参を促進し、レジ袋の使用を減らします
- 繰り返し使うことのできるリターナブル容器の利用を促進します
- 集団回収など資源化活動をしている市民団体などに対する支援を行います
- 「深谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を着実に実施します

2-1-2　分別の促進による処分量の削減

- 分別の徹底を図るため、わかりやすいパンフレットの作成などごみを適正に排出しやすい環境づくりを行います
- 生ごみは水分が多く含まれていることを広く周知し、水切り運動などの実施を市民に呼びかけます
- 集団回収など資源化活動をしている市民団体などに対する支援を行います
- 「深谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を着実に実施します

～ちょっとひと息～

生ごみには約 80%の水分が含まれています。
水切りによって、

① ごみの量が削減できる
② 少ないエネルギーで焼却できる
③ ごみ出しの負担が軽くなる
④ においの防止につながる

などの利点があります。

市民の活動

- マイバッグを持参し、過剰包装を断ります
- 使用可能な家具や家電製品をむやみに捨てず、修理して長く使用します
- 資源は適切に分別し、リサイクル活動に努めます
- ごみ出しルールに基づいた適切な分別方法を守ります
- 雑紙（ミックスペーパー）の回収に協力します
- 水切り運動などに参加し、ごみの排出量抑制に努めます
- 生ごみのたい肥化等のリサイクルに積極的に取り組みます
- 詰め替え品（リターナブル等）やリサイクル品などを購入するように努めます

事業者の活動

- 長期使用可能な商品の開発や販売を行います
- 過剰包装を減らし、ごみの減量化に努めます
- 資源の分別排出や回収を推進します
- 資源ごみの店頭回収を行います
- エコマーク商品や再生資源・材料など使用を促進するなど、環境に配慮したグリーン購入に取組みます
- ペーパーレス化などを進め発生ごみの減量を行います
- 地域や団体、市が主催する美化活動などに積極的に参加します
- 廃油・食品残渣などの再利用に努めます

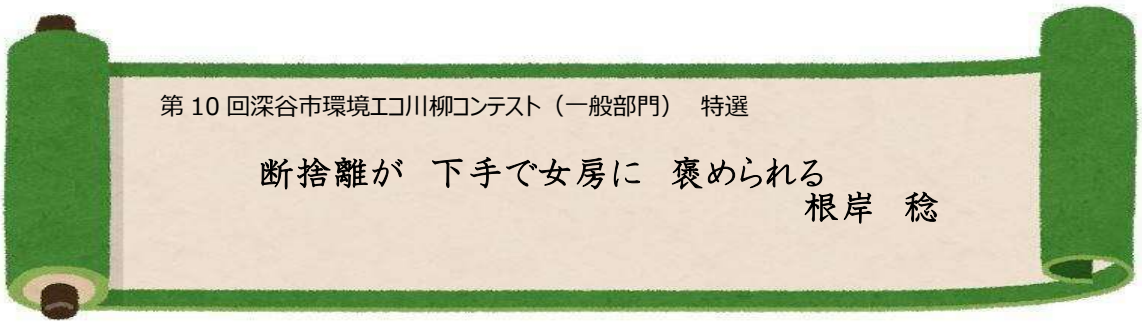

基本方針２－２　適切な廃棄物処理の実施

現状と課題

現在、ごみの中間処理や最終処分に関して、熊谷市及び寄居町とともに大里広域市町村圏組合での処理を行っています。しかし、老朽化している設備もあるため、計画的な設備の更新や維持管理を実施することで、適切な廃棄物処理を継続する必要があります。また、平成28（2016）年４月に稼働したし尿処理施設である衛生センターは、今後も引き続き効率的な運用を行うことにより、環境への負荷を抑制する必要があります。

このほか、市内では家電製品や建築廃材などの廃棄物の不法投棄が発見されていますが、不法投棄の禁止やポイ捨ての禁止の啓発、パトロール活動の実施などにより、不法投棄に関する苦情は減少傾向にあります。引き続き不法投棄防止の取組強化を図り、ごみの適正な処分を進めることが求められています。

▼深谷市衛生センター

▼ごみ収集車

基本施策

2-2-1　廃棄物処理施設の整備

本市は、熊谷市及び寄居町とともに大里広域市町村圏組合を形成し、ごみの広域処理を行っています。廃棄物の中には、リサイクルが可能な資源物が含まれていますが、適切に処理するための施設の老朽化が進んでいます。資源を安定して有効活用するためにも、廃棄物処理施設の計画的な改修・整備は不可欠です。組合と調整しながら処理施設の整備を進めることで、廃棄物の適正処分を推進し、環境への影響を抑制します。

2-2-2　不法投棄などによる未処理廃棄物量の削減

道路や河川などの公共用地や管理されていない空地などの私有地に不法投棄された廃棄物が有害なものである場合は、その周辺の土壌や地下水が汚染され、生き物や生態系などへ影響が出る可能性があります。また、景観上も問題があるため、国や県などの関係機関と連携しながら不法投棄の防止に取り組むとともに、広報紙などを活用した啓発を行うことにより、土地管理の徹底や市民の不法投棄の監視意識の向上を図ります。

基本方針の重点施策と目標

本市では、「深谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、廃棄物の中間処理、最終処分等を実施しています。不法投棄に関する苦情は減少傾向にありますが、不法投棄されたごみは、景観の悪化や生き物の生息環境への影響が懸念されるため、迅速に対応することが必要です。

そのため、基本方針２－２「適切な廃棄物処理の実施」では、基本施策のうち「不法投棄などによる未処理廃棄物量の削減」を重点施策とし、その環境指標について、以下のように設定しました。

【環境指標】

指標名	現状値 （平成28（2016）年度）	目標値 （平成39（2027）年度）	担当課名
不法投棄の苦情受付件数	26件	16件	環境衛生課
解説・根拠 市民等からの不法投棄の苦情通報を受付した件数を示す指標です。 過去5年間における不法投棄の苦情通報の最も少なかった件数（17件）を下まわることを目指し、目標値を設定しました。			

基本施策へのアクション

行政の取組

2-2-1　廃棄物処理施設の整備

- 大里広域市町村圏組合と調整しながら廃棄物処理施設の計画的な整備･改修を進めます
- 老朽化した資源物置場の更新を行います
- 更新された衛生センターの適切な管理を行い、環境への負荷を軽減します
- 広域処理施設による効率的な再資源化を実施します
- 「深谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を着実に実施します

2-2-2　不法投棄などによる未処理廃棄物量の削減

- 不法投棄された土地等の所有者への指導・啓発を実施します
- 広報紙などを活用し、土地の管理の徹底や市民の不法投棄の監視意識の向上を図ります
- 地域と連携し、不法投棄の早期発見に努めます
- 国、県などの関係機関と連携し、不法投棄の防止に取り組みます
- 環境美化運動への関心や理解を高め、ごみのポイ捨て防止を図ります
- 不法投棄禁止などの啓発看板を配付します
- 「深谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を着実に実施します

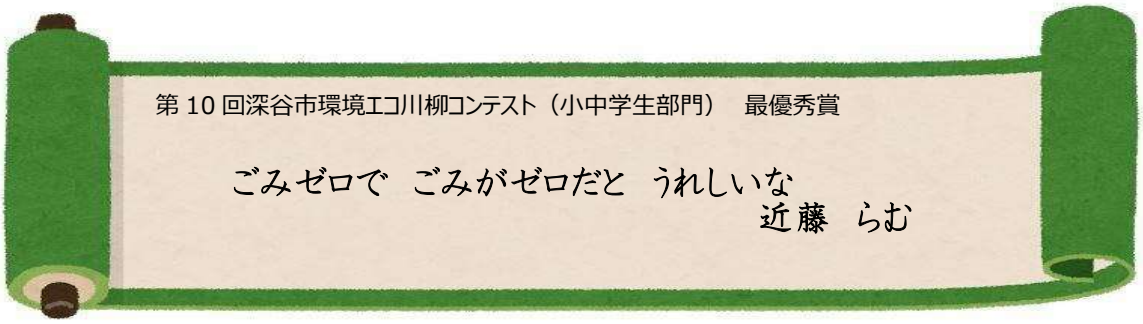

市民の活動

- 不法投棄に関する意識を高め、不法投棄等を見かけた場合は、監視・通報等に協力します
- ごみのポイ捨ては行いません
- ごみ出しのルールやマナーを守り、廃棄物の円滑な処分に協力します
- 地域や団体、市が主催する美化活動などに積極的に参加します
- 土地の適正な管理を行い、不法投棄の未然防止を図ります

事業者の活動

- 産業廃棄物は適正に処理・処分を行い、最終処分まで監視・確認します
- 資源の分別排出・回収を推進します
- 発生したごみは分別を徹底し、再利用できるものは再利用します
- ペットボトルやトレーなどのリサイクル可能なごみの店頭回収を実施します
- 地域や団体、市が主催する美化活動などに積極的に参加します
- 事業系の一般廃棄物について、適切に排出します
- 土地の適正な管理を行い、不法投棄の未然防止を図ります

基本目標　３　自然が守られるまちづくり

基本方針３－１　自然やみどりの環境の保全

現状と課題

本市は、田畑が市域の面積のおよそ半分を占め、自然豊かな田園風景が広がり、櫛引地区及び櫛挽地区の防風林、仙元山公園や鐘撞堂山など多くの緑に恵まれています。また、利根川や荒川、小山川、福川及び唐沢川など河川とその周辺では市民から親しまれている水辺も多くみられます。

一方、市民意識調査では、自然や緑に関する取組（前計画の基本目標２：水と緑といきもののネットワークのまち）が比較的進んでいないとの結果が多く、豊かな自然や緑の保全が求められています。また、空地や耕作放棄地も増加してきており、雑草対策などの要望も挙げられています。

そのため、自然や水辺などの豊かな環境を保全し、生き物の生息地を守り本来の生態系を維持することや市民の憩いの場を保全していくことが大切です。

▼鐘撞堂山、霧ヶ谷津池

基本施策

3-1-1　自然緑地の適正管理、公園等の緑地の保全

緑豊かな自然や公園は市民にとって安らぎをえる空間となるため、保全していくことが大切です。また、近年多くなっている空地や耕作放棄地についても、所有者に適正な指導を行い、雑草などによる周辺への影響を防止するよう取組に努めます。

3-1-2　水辺の環境保全の推進

荒川や利根川に通じる中小の河川や水路、その周辺の水辺については、適切に管理することで市民の憩いの場となります。また、水辺の生き物の貴重な生息地でもあるため、市民や事業者と協力して保全活動を推進します。

基本方針の重点施策と目標

本市は、大きな河川や水辺、その周辺に広がる田畑や緑など自然環境に恵まれているため、自然環境や市民が親しめる憩いの場である公園を適切に保全することが重要です。

そのため、基本方針３－１「自然やみどりの環境の保全」では、基本施策のうち「自然緑地の適正管理、公園等の緑地の保全」を重点施策とし、その環境指標について、以下のように設定しました。

【環境指標】

指標名	現状値 （平成28（2016）年度）	目標値 （平成39（2027）年度）	担当課名
市内の公園面積	147.62ha	156.53ha	公園緑地課
解説・根拠 身近にある自然と親しめ、憩いの場である市内全体の公園面積を示す指標です。 深谷市緑の基本計画における平成41(2029)年度整備目標値（157.58ha)を基に、目標値を設定しました。			

基本施策へのアクション

行政の取組

3-1-1　自然緑地の適正管理、公園等の緑地の保全

- 緑地の保全や緑化を推進します
- ボランティアを活用し森林を保全します
- 防風林、雑木林等の林地を保全します
- 遊歩道や公園等を適正に管理します
- 遊休農地の解消に努めます
- 空地等の管理について指導します

3-1-2　水辺の環境保全の推進

- 河川・水辺の環境保全と維持管理をします
- 市民等による河川等の清掃活動を支援します
- 河川・水路等の維持・整備をします
- 河川の土手等をサイクリングロードとして整備します
- ビオトープなどの水辺のふれあい環境の創造に努めます

▼仙元山と陸上競技場

市民の活動

- 河川や水路にごみを捨てません
- 河川や水路等の清掃活動や美化活動、自然に親しむ活動などに積極的に参加します
- 生け垣づくりや庭木の植樹に努めるとともに、敷地内の緑を適切に管理します
- 所有地の雑草や樹木の植栽管理を適切に実施します
- 環境保全に関するボランティア活動へ積極的に参加します

事業者の活動

- 河川や水路等の清掃活動や美化活動、自然に親しむ活動などに参加・支援します
- 市や地域で行う緑地管理に協力します
- 地下水の汲み上げを極力抑制します
- 耕作放棄地の解消など、農地の有効活用に努めます

▼荒川（六堰頭首工）

▼利根川河川敷

基本方針３－２　生き物の多様性の保全

現状と課題

本市には、大小さまざまな河川や公園・森林・農地など多様な生物の生息環境が存在しています。外来生物の防除、希少種の保全、農薬の適正な使用、不法飼育の防止などによって、こうした地域固有の生態系を守っていくことが必要です。

近年、海外との人や物の活発な移動に伴い、もともと地域に生息していなかった外来生物が生態系に悪影響を与える事例が増加しています。身近なところではミドリガメ、アメリカザリガニ、ブラックバス、アライグマ、オオブタクサ、オオキンケイギクなどの動植物があげられ、その繁殖力の強さや在来生物を捕食してしまうことが大きな問題となっています。

国ではこうした外来生物のうち特に影響の大きなものを特定外来生物と定め、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、防除を行うこととしています。

埼玉県では、野生化したアライグマによる生態系や農林水産業などへの被害を防ぐため、「埼玉県アライグマ防除実施計画」を定め、対策を行っています。市ではこの計画に基づきアライグマの捕獲を行っていますが、表 5-2 のとおり、市内で捕獲されたアライグマの頭数は年々増加しており、捕獲が増加数に追いついていない現状です。

表5-2 アライグマの捕獲状況　（単位：頭）

年度	平成24(2012)年度	平成25(2013)年度	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度
捕獲頭数	98	123	177	217	253

▼アライグマ

基本施策

3-2-1　地域の生態系の保全

豊かな自然環境は生き物が生息するうえで、良好な環境となっています。生き物やその生息地を守り、本市の特徴である豊かな自然の保全につなげます。

3-2-2　特定外来生物対策

本市でも、特定外来生物の侵入による農作物等の被害や生態系への悪影響が生じていることから、特定外来生物への対策を推進します。

基本方針の重点施策と目標

近年では外来生物や鳥獣による被害が発生し、市民からも対策についての要望が多く寄せられています。こうした外来生物への対策には、これまでの取組のような自然を保護する考え方のみでなく、外来生物等の捕獲・駆除、生息環境となる空地等を適切に管理することにより、在来生物を保護することが可能となります。

そのため、基本方針３－２「生き物の多様性の保全」では、基本施策のうち「特定外来生物対策」を重点施策とし、その環境指標について、以下のように設定しました。

【環境指標】

指標名	現状値 （平成28（2016）年度）	目標値 （平成39（2027）年度）	担当課名
アライグマによる 農作物被害面積	101a	101a	農業振興課
解説・根拠 アライグマの捕獲により農地への被害面積の増加を抑え、在来生物を保護し、優良な農地の保全を図る指標です。 アライグマの捕獲頭数は増加しているが、農業被害面積の拡大を防ぐことを目指し、目標値を設定しました。			

基本施策へのアクション

行政の取組

3-2-1　地域の生態系の保全

- 市内の希少動物の保全に努めます
- 生き物が生息できる自然環境（水辺、自然公園等）の保全に努めます
- 動植物の保全・保護について、啓発します
- 自然観察会や環境学習の場・機会を確保します
- 埼玉県レッドデータブックを啓発します
- 農薬に関する情報の普及促進に努めます
- 「深谷市鳥獣被害防止計画」を着実に実施します

3-2-2　特定外来生物対策

- 特定外来生物に関する情報を提供します
- アライグマを捕獲し、地域からの根絶を目指します
- 特定外来生物の防除方法について情報を提供します
- 特定外来生物による被害の情報を集めます

平成 29(2017)年度深谷市環境ポスターコンテスト　市長賞
深谷中学校　二宮　円花

市民の活動

- 生き物の生息場所の清掃活動や保全活動などに参加します
- 自然観察会や環境学習などに参加します
- 希少な生き物に関する目撃情報などを提供します
- ペットを適正に管理します
- 外来生物は移動させません
- 特定外来生物は、市内に持ち込みません

事業者の活動

- 生息地となる緑地の保全に努めます
- 生態系の保全に努めます
- 市民や行政による生き物の生息地保全の活動に協力します
- 農薬・肥料を適正に使用し、環境に配慮した農業活動に努めます

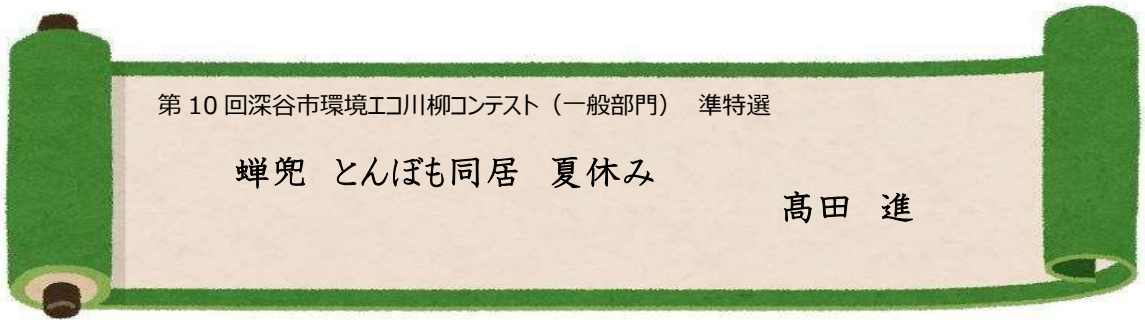

基本目標　４　健康で安全に暮らせるまちづくり

基本方針４－１　安全な生活環境の保全

現状と課題

市内に多く流れる河川は、貴重な水源となり市民の憩いの場となります。本市で水質調査を実施している河川では、環境基準値を超過している地点がいくつか見られ、また、県による市内の井戸水調査では、硝酸性・亜硝酸性窒素の基準について超過している地点が見られます。地下水が汚染されると、健康被害を起こす可能性もあり、貴重な水源を利用している多くの関係者に影響を及ぼします。

また、近年ではゲリラ豪雨などによる洪水等も頻発し、市民の安全な生活を脅かす事態が増加しています。

さらに、市内で実施している大気中のダイオキシン類濃度の調査結果では、現在環境基準値を大きく下回っていますが、ダイオキシン類は、微量でも毒性が高く、分解されにくいため、継続的な監視が必要です。

そして、福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質については、市民の関心も高いことから監視していくことが必要です。

これらの問題に対して、適切な監視や管理を継続し、市民の安全な生活環境を保全することが求められています。

▼市内の湧水地

基本施策

4-1-1　湧水・地下水・土壌などの環境の保全

本市は河川など水辺環境に恵まれ、生き物にとって貴重な生息場所となっています。市民に対しても貴重な安らぎの場となっていることから、その水質を良好に維持することが大切です。地下水については、市民や事業者にとっての貴重な水源となっていることから、その水質保全を進めます。

また、最近多くなっているゲリラ豪雨などの発生による道路や住宅の冠水等が発生しないよう、地下への浸透対策等を通じて安全な生活環境の保全を推進します。

なお、災害時における災害廃棄物については、生活環境の保全と公衆衛生の確保を図るため、国や県などの関係機関と連携しながら適切な処理を行います。

4-1-2　健康を脅かす有害物質等の監視

有害物質は、人の健康や生態系に大きな影響を及ぼすため、法令に基づく基準の遵守や排出削減に向けた取組を進めるとともに、正しい情報の共有を図ります。

基本方針の重点施策と目標

本市には２つの大きな河川と、その河川に注ぐ小さな河川や水路等の水辺が多く存在しています。こうした水辺は市民の憩いの場となるとともに、生き物にとっても貴重な生息環境となっており、水辺を保全するためにその水質を保全することが重要になります。

そのため、基本方針４－１「安全な生活環境の保全」では、基本施策のうち「湧水・地下水・土壌などの環境の保全」を重点施策とし、その環境指標について、以下のように設定しました。

【環境指標】

指標名	現状値 （平成28（2016）年度）	目標値 （平成39（2027）年度）	担当課名
河川水質環境基準 (BOD)達成率	50%	100%	環境課
解説・根拠 市内河川水質調査において、河川水質基準を達成した箇所の割合で、公害対策が推進されていることを測る指標です。 全ての測定地点で河川水質基準の達成を目指し、目標値を設定しました。			

基本施策へのアクション

行政の取組

4-1-1　湧水・地下水・土壌などの環境の保全

- 河川水質の監視と事故時の対応をします
- 県と連携し、事業者からの排水に対する管理と指導をします
- 土壌・地下水汚染を監視します
- 豪雨時の排水能力確保と氾濫防止をします
- 雨水等の地下浸透による地下水涵養を促進します
- 県と連携し、家畜排せつ物の適正な処理を指導します
- 浄化槽などの適正利用を推進し、生活排水対策を進めます
- 「深谷市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の適正な処理を行います

4-1-2　健康を脅かす有害物質等の監視

- 環境中のダイオキシン類濃度の監視及び発生抑制対策を推進します
- 国・県と連携し、有害化学物質の監視や適正管理を推進します
- 国・県と連携し、有害廃棄物の適正な処分を推進します
- 放射性物質の測定と公表を実施します
- 農薬等の使用に関する土壌汚染への影響を啓発します

平成 29(2017)年度深谷市環境ポスターコンテスト　市長賞
深谷西小学校　小原　慧真

市民の活動

- 台所などで油などを直接排水しないようにします
- ごみなどの野外焼却はしません
- 公共下水道や集落排水への接続や合併処理浄化槽の適正な維持管理を行います
- 除草剤や殺虫剤は適切に使用します
- 自宅からのごみ等の悪臭を発生させないようにします
- 河川での清掃活動等に積極的に参加します
- 洗剤の使用量を減らすとともに、合成洗剤の使用はできるだけ控えます
- 雨水を利用し、散水の利用に努めます

事業者の活動

- 排水基準を遵守します
- 化学物質を適正に使用し、漏洩事故の発生を防止します
- 有害廃棄物を適正に処分します
- 農地やゴルフ場など農薬の適正使用や抑制に努めます
- 家畜排せつ物等の適正管理に努めます
- 環境関連の情報や測定データ公表に努めます
- 事業活動に伴う悪臭の発生を防止します
- 騒音・振動・悪臭など公害防止対策として公害防止設備の導入や適正管理に努めます
- 事業場内の排水設備を適切に管理します
- 雨水を利用し、散水の利用に努めます

基本方針４－２　心休まる環境の保全

現状と課題

県が実施している二酸化窒素、浮遊粒子状物質の測定値は、近年は環境基準値未満で推移しており、大気はおおむね良好な状況となっています。

一方で、農業や事業活動による悪臭や工場、建設作業による騒音への苦情が寄せられています。

市民意識調査の結果から、周辺環境の空気のさわやかさ、環境の静けさが重要であるとの意見が多く、生活環境の保全は、市民からの優先度が高く引き続き取り組むことが求められています。

そのため、事業活動による公害を防止するため、行政による適切な指導を行う一方、市民や事業者は、周辺環境に配慮した行動をとることが重要です。

また、本市にはレンガ造りの建築物や渋沢栄一にまつわる歴史的に貴重な建造物など、多くの文化遺産があります。こうした建造物や遺跡は人の心に安らぎと潤いを与えます。これら貴重な景観や遺跡が適切に保全されるよう管理・指導を行い、将来世代へ受け継いでいくことで、市民が心休まる場所や環境が維持されることも大変重要です。

▼中の家（なかんち）

基本施策

4-2-1　空気のきれいさ・静けさなどの生活環境の保全

空気がきれいで静かな環境は、自然が豊かな本市の特徴であると考えられます。一方で全国的に空き家が増加し、管理されない空き家は、安全性の低下や公衆衛生の悪化など生活環境への悪影響が懸念されています。市民からも、こうした環境の維持が重要であるとの意見が多く寄せられており、安らぎを与える生活環境を保持していくことが求められています。

4-2-2　景観、文化財などの保全

本市の歴史的な建造物や遺跡は、先人から引き継がれた大切な遺産であり重要な景観資源となっています。これらの景観資源を適切に保全し、将来世代へ継承していきます。

基本方針の重点施策と目標

本市の豊かな自然に囲まれた環境は、空気のさわやかさや環境の静けさなど、従来満足できるものであったと考えられます。しかし、近年は自動車の増加や生活騒音などの増加により、生活環境に影響が出ています。

市民意識調査の結果からも、周辺の環境において空気のさわやかさや環境の静けさを重要とする意見があり、適切な環境を保全していくことが大切です。

そのため、基本方針４－２「心休まる環境の保全」では、基本施策のうち「空気のきれいさ・静けさなどの生活環境の保全」を重点施策とし、その環境指標について、以下のように設定しました。

【環境指標】

指標名	現状値 （平成28（2016）年度）	目標値 （平成39（2027）年度）	担当課名
公害苦情相談処理率	90.7%	100%	環境課
解説・根拠 公害苦情の相談に対し、解決に至った割合を示す指標です。 全案件について解決することを目指し、目標値を設定しました。			

基本施策へのアクション

行政の取組

4-2-1　空気のきれいさ・静けさなどの生活環境の保全

- 県と連携し、大気汚染状況の監視をします
- 騒音・振動・悪臭の発生源への適切な指導等を実施します
- 自動車騒音の監視をします
- 野外焼却パトロールの実施、行為者へ指導します
- スズメバチ等、衛生害虫の対策を進めます
- 生活環境などに悪影響を及ぼす空き家対策を進めます
- 砂ぼこり対策を推進します

4-2-2　景観、文化財などの保全

- 文化遺産を保全・継承します
- 景観保全のため各種規制に基づき適切な指導を実施します
- 「深谷市レンガのまちづくり条例」に基づき景観の保全に努めます
- 歴史や文化などの魅力を生かし、市民の郷土愛に対する意識の向上に努めます
- 環境美化を推進します
- 文化財のパンフレットの作成や一般公開等の実施を通じて、歴史的価値の認識向上に努めます

▼自然に囲まれた風景（ふかや緑の王国）

市民の活動

- 周辺への騒音に配慮し、特に夜間の騒音発生を控えます
- 野外焼却はしません
- エコカーの利用に努めます
- 文化財や歴史的建造物の保全活動に協力・参加します
- 景観保全に協力します
- 空き家の見守り活動など、空き家対策に協力します

事業者の活動

- 事業活動による大気汚染を防止するため、体制整備や設備維持に努めます
- 事業活動による騒音・振動・悪臭の発生抑制に努めます
- 苦情や相談については、速やかにかつ適切な対応に努めます
- 建設工事では、環境配慮型の工法を採用します
- 家畜排せつ物の適正管理により、悪臭発生を抑制します
- 事業で使用する機器は、低騒音型・低振動型建設機械の利用に努めます
- 事業敷地内の緑化に努めます
- 開発を行うにあたり、景観や文化遺産の保全・保護に配慮します
- 専門的な情報提供など、空き家対策に連携・協力します

基本目標　５　協働で環境を守るまちづくり

基本方針５－１　環境への関心の喚起と環境情報の提供

現状と課題

本市では、環境への意識向上を図るため、市民・事業者及び行政による「緑のカーテンコンテスト」や小・中学校での「環境ポスターコンテスト」等を実施しています。また、市民意識調査でも、環境学習が重要であるという意見が半数を超えており、引き続き意識向上を図っていくことが求められています。

今後、環境保全活動を推進するため、環境に関する情報を広く提供し、身近な環境への関心を持つよう取り組むことが必要です。

そのため、環境教育・環境学習の機会の確保と環境情報の共有化が重要です。

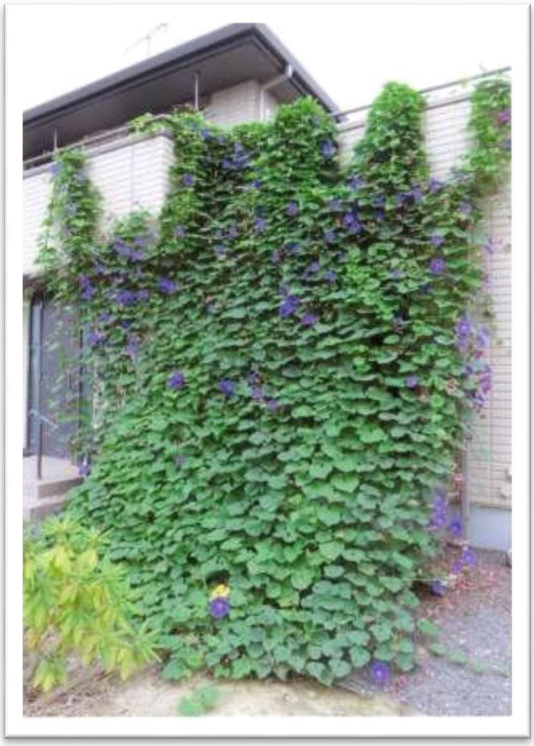

第８回深谷市緑のカーテンコンテスト　最優秀賞
左：（家庭部門）田部井　由紀子
右：（団体部門）株式会社ＬＩＸＩＬサンウエーブ製作所

基本施策

5-1-1　学校や市民への環境学習機会の確保

良好な環境を維持するためには、各主体の取組を支援するとともに学校教育や生涯学習における環境教育の充実を図ります。

5-1-2　環境情報ツールの普及促進

環境に対する理解や関心を高めるため、イベント実施時などさまざまな機会をとらえ、情報を発信します。

基本方針の重点施策と目標

市民意識調査の結果から、環境教育や環境活動への参加機会の多さについて満足している人の割合がやや低く、今後、さらなる取組が求められています。

そのため、基本方針５－１「環境への関心の喚起と環境情報の提供」では、基本施策のうち「学校や市民への環境学習機会の確保」を重点施策とし、その環境指標について、以下のように設定しました。

【環境指標】

指標名	現状値（平成28（2016）年度）	目標値（平成39（2027）年度）	担当課名
市内小・中学校における エコライフDAYの参加実施率	100%	100%	学校教育課
解説・根拠 埼玉県と県内の各市町村、学校、事業所等が協力・連携して実施するエコライフDAYへの市内小・中学校における参加率であり、簡単なチェックシートを利用し、省エネ・省資源など環境に配慮した生活を1日実践することにより、地球温暖化防止のためのライフスタイルを見直すきっかけづくりを示す指標です。 毎年度、市内全小・中学校の参加を目指し、目標値を設定しました。			

基本施策へのアクション

行政の取組

5-1-1　学校や市民への環境学習機会の確保

- 学校等における環境教育、環境学習を促進します
- 環境に関するイベントの実施を推進します
- 自然とのふれあいや環境学習の場・機会を確保します
- 学校等においてガーデニングを推進します
- 環境アドバイザー等の活用を推奨します

5-1-2　環境情報ツールの普及促進

- 環境に関する資料や情報を提供します（啓発パンフレット等）
- ホームページや SNS 等を活用して環境情報を発信します
- イベント実施時に環境に関する PR 活動を実施します
- 環境コンテストを実施します
- 市民アンケート等を通じて、環境に関する意見の把握に努めます

▼学校における環境教育

市民の活動

- 環境に関連するシンポジウム、セミナー、体験学習などに積極的に参加します
- 環境情報への関心を深めます
- 学校における環境関連行事へ家族も一緒に参加します
- 環境活動に参加します

事業者の活動

- 環境保全に関する情報収集に努めます
- 事業者間で、環境情報の共有を図ります
- 従業員が環境学習やイベント等に参加できる環境づくりを促進します
- 事業活動における環境配慮等について情報発信します
- 環境教育や環境保全活動に協力します

▼廃油で作った手作りキャンドル

基本方針５－２　各主体間の連携強化と環境保全活動の実施

現状と課題

本市では「深谷市市民協働指針」を策定し、市民をはじめ市民団体、事業者と行政が連携して、まちづくりにおける活動を協働によって進めています。

市民意識調査の結果からも、「市民、事業者及び行政が一体となって環境保全のための仕組みづくりを行う」ことが、市の取組として重要であるとの意見が多く寄せられ、こうした協働の取組の重要性が認識されています。また、「学校、地域における環境保全のための活動を支援する」ことにも多くの意見が寄せられています。

環境保全に関する協働の取組については、これまで河川の美化活動を実施する団体への支援や講習会を開催し、また、循環型社会の形成の一助として、集団回収などの資源化活動をしている市民団体などに対する支援を行っていますが、環境問題はより多様化していることから、各主体がそれぞれの能力を発揮した取組が求められます。

そのため、各主体が共通の認識を持ち、それぞれの役割を果たすことが必要です。

▼河川美化活動

基本施策

5-2-1　人づくりやネットワーク構築の支援

環境保全の効果的な推進には、市民、事業者及び行政のそれぞれの役割の下、進めていく必要があります。市民や事業者からもこうした枠組みの構築を推進するべきという意見が多く寄せられており、各主体の情報交換や連携による活動を支援し、環境保全活動の活性化を進めていきます。

5-2-2　環境保全活動の開催、関連団体への支援

地域の環境保全では、市民・事業者による自主的な活動も大きな役割を担っています。活動する団体により、目的や構成員の状況、地域の実情が異なるため、それぞれの団体に応じた適切な支援を行うことにより、効率的な活動が実施できると考えられます。

こうした地域での環境保全活動を開催し、地域一体となった活動を進めていきます。

基本方針の重点施策と目標

目指すべき環境のすがたを実現するためには、各主体間の連携を強化し協働の取組を進めていくことが重要です。市民意識調査の結果からも、こうした枠組みの構築についての重要性が認識される結果となっています。

そのため、基本方針５－２「各主体間の連携強化と環境保全活動の実施」では、基本施策のうち「環境保全活動の開催、関連団体への支援」を重点施策として、その環境指標について、以下のように設定しました。

【環境指標】

指標名	現状値 （平成28（2016）年度）	目標値 （平成39（2027）年度）	担当課名
集団資源回収量	3,638t	3,826t	環境衛生課
解説・根拠 深谷市リサイクル活動推進奨励金交付要綱に定める登録団体における集団資源回収量で有価物の資源化を測る指標です。 深谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における平成38(2026)年度目標値（3,826t）を踏まえ、目標値を設定しました。			

基本施策へのアクション

行政の取組

5-2-1　人づくりやネットワーク構築の支援

- 各主体における環境保全活動の連携を推進します
- 市民や各種環境保全活動を実施する団体とのネットワーク構築支援をします
- 環境教育の指導者の育成に関する情報を提供します

5-2-2　環境保全活動の開催、関連団体への支援

- 学校、自治会などの集団資源物回収の取組を支援します
- ごみゼロ運動の実施を支援します
- 学校等においてガーデニングを推進します
- 環境アドバイザー等の活用を推奨します
- アダプト制度を推進します

▼小学校、中学校でのガーデニング

市民の活動

- 地域での環境保全活動に積極的に参加します
- 集団回収などに積極的に参加します
- 地域での環境美化活動に積極的に参加します
- 市と協力して、環境団体及び行政との相互の交流や情報交換に努めます
- 地域の自然に興味を持ち、自然の役割について理解を深めます

事業者の活動
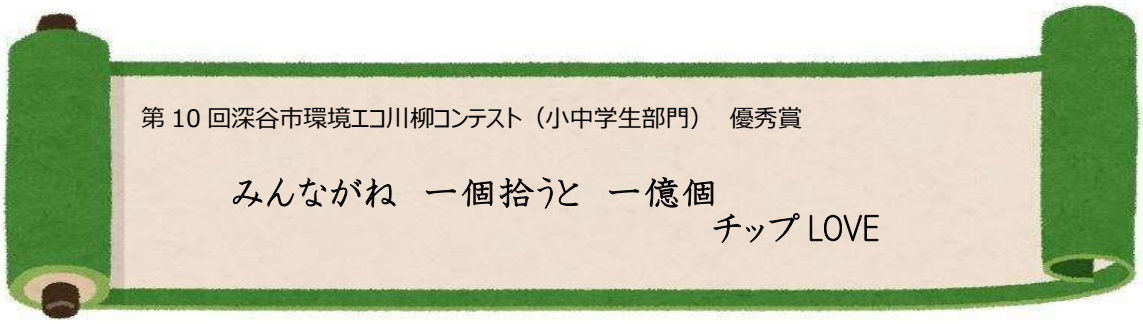
- 地域での環境保全活動に積極的に参加します
- 地域での環境美化活動に積極的に参加します
- 環境保全活動団体の支援に努めます
- 市民や行政との交流や情報交換を通じた連携に努めます